限る。）」を「第百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「平成二十八年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第百四十七条第一項」を「同条第一項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

一　ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二　第百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車（第三項第五号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十二条の三第一項の表第百四十七条第一項第一号イの項中「第百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第一号ロの項中「第百四十七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ロの項中「第百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号ロの項中「第百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第四号の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百四十七条第二項第一号の項中「第百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百四十七条第二項第二号の項中「第百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用がある場合における第百七十七条の七第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前二項	前二項（附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四項	前三項	第一項及び第二項（これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前項
第五項	前各項	同項及び第二項（これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二項

附則第十二条の三第三項中「第百四十七条第一項」を「第百七十七条の七第一項」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二　天然ガス自動車のうち、第百四十九条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四　第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

五　軽油自動車のうち、第百四十九条第一項第五号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

附則第十二条の三第三項の表第百四十七条第一項第一号イの項中「第百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第一号ロの項中「第百四十七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ロの項中「第百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(1)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号ロの項中「第百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第四号の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百四十七条第二項第一号の項中「第百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百四十七条第二項第二号の項中「第百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第四項の表以外の部分を次のように改める。

4　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第百四十九条第一項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条の三第四項の表第百四十七条第一項第一号イの項中「第百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第一号ロの項中「第百四十七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ロの項中「第百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(1)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百四十七条第一項第三号ロの項中「第百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第四号の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百四十七条第二項第一号の項中「第百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百四十七条第二項第二号の項中「第百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第五項中「第百四十七条第三項」を「第百七十七条の七第三項」に改める。